

指定「居宅介護」「重度訪問介護」「同行援護」重要事項説明書

社会福祉法人 新庄市社会福祉協議会（もみの木訪問介護事業所）

当事業所は山形県の指定を受けています

（山形県指定 第 0610500050 号）

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている「居宅介護」「重度訪問介護」「同行援護」サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします
わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問して下さい

1. 事業者

名 称	社会福祉法人 新庄市社会福祉協議会
所 在 地	山形県新庄市五日町字宮内 2 4 0 番地 2
電 話 番 号	0 2 3 3 - 2 2 - 5 7 9 7
代表者氏名	会 長 沼 澤 稔
設 立 年 月	昭和 4 8 年 9 月 1 2 日

2. 事業所の概要

事 業 所 の 種 類	居宅介護・重度訪問介護：平成 18 年 10 月 1 日指定 同行援護：平成 24 年 1 月 1 日指定 山形県 0610500050 号
事 業 の 目 的	利用者が居宅において、日常生活を営むことができるよう、事業者が利用者に対して必要な身体障害者福祉法に基づく居宅介護支援を適切に提供することを目的とする。
事 業 所 の 名 称	もみの木訪問介護事業所
事業所の所在地	山形県新庄市五日町字宮内 2 4 0 番地 2
電 話 番 号	0 2 3 3 - 2 2 - 5 7 9 0
管 理 者 氏 名	黒坂 陽一（管理者・事務局次長）（専任・兼任）
事業所の運営方針について	契約者の自立性の尊重を基本とし適切な介護を提供できるように努めるとともに、市町村・保健・医療との連携を図り運営を行うことを方針とします。
開 設 年 月	平成 1 5 年 4 月 1 日
事業所が行なっている他の業務	指定訪問介護 平成 1 2 年 4 月 1 日指定 指定介護予防訪問 平成 1 8 年 4 月 1 日指定

3. 事業実施地域

新庄市全域とする

4. 営業時間

営 業 日	月曜日から金曜日まで (祝日および12月29日から翌年1月3日までを除く)
受 付 時 間	月曜日～金曜日 8時30分～17時15分
サービス提供時間帯	7時～21時

5. 職員の体制

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常 勤	非 常 勤
1. 事業所長 (事務局次長兼管理者)	1 名	0 名
2. サービス提供責任者 (訪問介護員兼任)	2 名以上	0 名
3. 居宅介護従事者 (訪問介護員)	2 名以上	5 名以上

当事業所では、利用者に対して、指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護を提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 居宅介護計画等とサービス内容 (契約書第3条・第4条参照)

当事業所では、下記のサービス内容から計画等を定めて、サービスを提供します。「居宅介護計画」等は、市町村が決定した「支給量」と利用者の意向や心身の状況を踏まえて、具体的なサービス内容や利用者に対するサービス実施日などを記載しています。「居宅介護計画」等は、利用者や家族に事前に説明し、同意をいただくとともに、写しを利用者に交付します。

また、利用者の申し出により、いつでも見直すことができます。

○提供するサービスの内容について

サービス区分と種類		サ ー ビ ス の 内 容
居宅介護計画等の作成		利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた居宅介護計画等を作成し・必要に応じて見直しを行います。
身体介護	食事介助	食事の介助を行います。
	排せつ介助	排せつの介助、おむつ交換を行います。
	入浴介助・清拭	衣服着脱、入浴の介助や清拭 (身体を拭く)、洗髪などを行います。
	その他	褥瘡 (床ずれ) 防止等のために体位変換や洗顔、歯磨き等の日常生活を営むために必要な身体介護を行います。
家事援助	調理	利用者の食事の用意を行います。
	洗濯	利用者の衣類等の洗濯を行います。
	掃除	利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。
	その他	利用者の日常生活に必要な物品の買い物を行います。 預貯金の引き出し、預け入れは行いません。

通院等介助	通院等又は官公署並びに相談支援事業所への移動(公的手続き又は障害福祉サービスの利用に係る相談のために利用する場合に限る)のための屋内外における移動等の介助又は通院先での受診等の手続き、移動等の介助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常時介護を必要とする方に、居宅において入浴・排せつ・食事等の介護サービスや調理・洗濯・掃除等の家事援助、その他の生活全般にわたる見守り等の支援を行います。
同行援護	・移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援(代筆・代読を含む)を行います。 ・移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護を行います。 ・排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助を行います。
その他生活等に関する相談や助言をいたします。	

(2) 利用者負担額(契約書第5条参照)

上記サービスの利用に対しては、通常9割が介護給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費を代理受領する場合には、利用者は、利用者負担分としてサービス料金の1割(定率負担)を事業者にお支払いいただきます。5頁に記載する個別減免が適用される場合には、減免後の金額となります。

(3) 利用料金

お支払いいただく料金の単価は、別紙1のとおりです。

【2人の訪問介護員により訪問を行った場合】

○1人の訪問介護員による介護が困難と認められる場合等で、利用者の同意のもと2人の訪問介護員でサービスを提供した場合は、2倍の利用者負担額をいただきます。

【利用者負担額の上限等について】

○介護給付費対象のサービスの利用者負担額は上限が定められています。利用者のご希望により、当事業所を利用者負担の上限管理者に選任される場合には、サービス利用開始の際にその旨をお申し出ください。

【償還払い】

○事業者が介護給付費額の代理受領を行わない場合は、介護給付費基準額の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、利用者に「サービス提供証明書」を交付します。(「サービス提供証明書」と「領収書」を添えてお住まいの市町村に申請すると介護給付費が支給されます。)

○障害福祉サービス費用の額に変更があった場合、変更された額にあわせて、ご契約者の負担額を変更します。

<加算算定対象サービス>

○初回加算 (新規) ⇒ 200円/月

利用者の初回時、過去2月に当事業所からサービスの提供を受けていない場合にサービ

ス提供責任者が、居宅介護に同行した場合については、指定障害福祉サービス基準第 19 条に基づき、同行した旨を記録するものとする。

○緊急時対応加算 ⇒ 100 円／回

当事業所のサービス提供責任者が、利用者又はその家族から要請される内容について緊急対応の必要性を判断し、介護計画上に位置付けられていないサービス提供を、利用者又はその家族等から要請を受けてから 24 時間以内に行った場合に査定できるものとする。

○特別地域加算

厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、指定居宅介護事業所等の居宅介護従事者が指定居宅介護等を行った場合にあっては、1 回につき所定単位数の 100 分の 15 に相当する単位数を所定単位数に加算します。

○移動介護加算

移動中の介護を行った場合に、移動介護の実施時間数に応じて加算します。

○福祉・介護職員等処遇改善加算

介護職員処遇改善加算は、介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。

福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱイ）	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	所定単位の 43.1%を加算 所定単位の 35.7%を加算 所定単位の 43.1%を加算
-------------------	------------------------	--

○特定事業所加算（要介護 1 ～ 5）

特定事業所加算は、サービスの質の高い事業所を積極的に評価する観点から、人材の質や確保や介護職員の活動環境の整備、重度要介護者への対応などを行っている事業所に認められる加算です。

特定事業所加算（Ⅱ）	基本単位数に対して 10%加算
------------	-----------------

※重度訪問介護を除く

（４）サービス利用にかかる実費負担額（契約書第 5 条参照）

サービス提供に要する下記の費用は、介護給付費支給の対象ではありませんので、実費をいただきます。

○通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、訪問介護員が訪問するための交通費

○通院介助において訪問介護員に公共交通機関などの交通費などが必要な場合の実費

<利用者負担の減免について>

〔利用者負担に関する月額上限〕

○原則はサービスの提供に要した費用の 1 割負担ですが、生活保護受給世帯と市民税非課税世帯は無料になります。市民税課税世帯は月額上限額が設定され、それ以上の負担は生じません

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0 円
低所得 1	市町村民税非課税世帯（本人収入 80 万円以下）	0 円
低所得 2	市町村民税課税世帯（低所得 1 以外）	0 円
一般	市民税課税世帯で市民税所得割額が 16 万未満	9, 300 円

	(18 歳未満は 28 万円)	
	市民税課税世帯で上記以外	37,200 円

※世帯の範囲とは以下のとおりです。・障害者（在宅で利用の場合は 18 歳以上）の利用者については、本人及び配偶者、障害児（在宅で利用の場合は 18 歳未満）の利用者については、住民基本台帳の世帯全員。

（５）利用者負担額及び実費負担額のお支払い方法（契約書第 5 条参照）

前記（３）、及び（４）の料金・費用は、1 か月ごとに計算し、ご請求しますので、ご利用月の翌月 26 日までにお支払い下さい。金融機関口座からの自動引き落としの場合も、毎月 26 日に振替させていただきます。（1 か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用状況に基づいて計算した金額とします。）

ご利用できる金融機関：
 荘内銀行、山形銀行、きらやか銀行、新庄信用金庫、北郡信用組合、郵便局
 山形県労働金庫、新庄市農業協同組合、もがみ中央農業協同組合等

（６）利用の中止、変更、追加（契約書第 6 条参照）

○利用予定日の前に、利用者の都合により、居宅介護計画等で定めたサービスの利用を中止又は変更することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出て下さい。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し利用者の体調不良等やむをえない場合、取消料はいただきません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	利用者負担相当額

○市町村が決定した「支給量」及び当該サービスの利用状況によっては、サービスを追加することもできます。

○サービス利用の変更・追加は、訪問介護員の稼働状況により利用者が希望する時間にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日時を利用者に提示するほか、他事業所を紹介するなど必要な調整をいたします。

（７）実費負担額（交通費等）の変更

実費負担額（交通費等）を変更する場合は、原則としてその 2 か月前までにご説明します。

（８）保険給付対象外サービス

「社会福祉法人新庄市社会福祉協議会ひまわり介護サービス事業」実施規程において、申込書契約書により、介護保険外の介護サービスを受けられます。利用料金は当事業所の料金一覧表に定められた金額となります。利用料金は、月末締めで 1 ヶ月ごとに計算し、翌月 26 日まで支払うものとします。原則的に介護保険等のサービス利用料の支払方法と同様とし、合計額を振替させていただきます。

7. サービスの利用に関する留意事項

（1）訪問介護員について

- サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。担当の訪問介護員や訪問する訪問介護員が交替する場合は、予め利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮します。
- 利用者から特定の訪問介護員を指名することはできませんが、訪問介護員についてお気づきの点やご要望がありましたら、お客様相談窓口等にご遠慮なく相談ください。

（2）サービス提供について

- サービスは、「居宅介護計画」、「重度訪問介護計画」、「同行援護計画」等にもとづいて行います。実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、実際の提供にあたっては、利用者の訪問時の状況・事情・意向等について十分に配慮します。
- サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。（訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話を使用させていただきます。）

（3）サービス内容の変更

- 訪問時に、利用者の体調等の理由で居宅介護計画等で予定されていたサービスの実施ができない場合には、利用者の同意を得て、サービス内容を変更します。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

（4）受給者証の確認（契約書第 3 条参照）

- 「住所」及び「利用者負担額」、「支給量」など「受給者証」の記載内容に変更があった場合は速やかに訪問介護員にお知らせください。また、担当訪問介護員やサービス提供責任者が「受給者証」の確認をさせていただく場合には、ご提示くださいますようお願いいたします。

（5）事業者及びサービス従事者の義務

- 事故発生時、事業者は訪問介護の提供により事故が発生した場合は、関係市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 事業者は訪問介護の提供する上で、事業者の責に帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合には、その損害を速やかに賠償する義務を負います。
- 事業者は事故の生じた際にはその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。
- 緊急時の対応方法
サービス提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打合せにより、主治医、救急隊、親族、居宅支援事業所等へ連絡をいたします。
(緊急対応時間＝午前 7 時から午後 9 時)

緊急連絡先

主治医	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏 名	
	連絡先	
もみの木訪問介護事業所		2 2 - 5 7 9 0

(6) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ①医療行為
- ②利用者もしくはご家族等の金銭、預貯金通帳、証書、書類等の預かり
- ③利用者もしくはその家族等からの金銭又は物品、飲食の授受
- ④ご契約者の家族等に対するサービスの提供
- ⑤飲酒・喫煙及び飲食（移動介護等において利用者の同意を得て利用者と一緒に飲食を行う場合は除きます。）
- ⑥身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑦その他利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動及びその他迷惑行為

(7) 虐待防止

当事業所は利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するための取組を行っています。

- 1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者 管理者

虐待防止に関する責任者 事務局長

- 2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- 3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- 4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修（年1回以上）を実施しています。

(8) 身体拘束の禁止

当事業所はサービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体拘束を行いません。

(9) 業務継続計画の策定等

- 1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実

施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

- 2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的
に実施します。
- 3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

(10) 衛生管理等

- 1) 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- 2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- 3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおお
むね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底してい
ます。
 - ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的
に実施
します。

8. サービス実施の記録について

(1) サービス実施記録の確認

本事業所では、サービス提供ごとに、実施日時及び実施したサービス内容などを記録し、
利用者にその内容のご確認をいただきます。内容に、間違いやご意見があればいつでもお申
し出ください。なお、居宅介護計画等及びサービス提供ごとの記録は、サービス提供日より5
年間保存します。

(2) 利用者の記録や情報の管理、開示について（契約書第8条参照）

本事業所では、関係法令（及び社会福祉法人新庄市社会福祉協議会個人情報保護規定）に
基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示しま
す。（開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。）

9. 損害賠償保険への加入(契約書第9条参照)

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	日本興亜損害保険株式会社
保 険 名	在宅福祉サービス総合補償
補償の概要	法律上の賠償責任を負った分についての賠償額を補償するための 保険が賠償責任保険です。

10. 苦情等の受付について（契約書第14条参照）

（1）当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談（お客様相談係）

○お客様相談係＜苦情受付窓口（担当者）＞ サービス提供責任者

○毎週月曜日～金曜日 8：30～17：00

○＜苦情解決責任者＞ 管理者 黒坂陽一

○第三者委員苦情解決受付

新庄市社会福祉協議会 電話：0233-22-5797

FAX：0233-22-0820

苦情解決第三者委員委嘱者	
新庄市社会福祉協議会監事	1名
新庄市民生委員児童委員	1名
学識経験者	1名

（2）行政機関その他苦情受付機関

新庄市成人福祉課	所在地：山形県新庄市沖の町10-37 電話番号：(0233) 22-2111 FAX：(0233) 23-2469
国民健康保険団体連合会	所在地：山形県寒河江市寒河江字久保6 電話番号：(0237) 87-8006 FAX：(0237) 83-3354
山形県社会福祉協議会	所在地：山形県小川町2丁目3-31 電話番号：(0236) 22-5805 FAX：(0236) 22-5866

上記、指定居宅介護等の提供の開始に際し、利用者に対して、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明年月日	年 月 日
-------	-------

法人名	社会福祉法人 新庄市社会福祉協議会
所在地	〒996-0001 山形県新庄市五日町字宮内240-2
事業所名	もみの木訪問介護事業所
説明者 職名氏名	サービス提供責任者： _____

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護等の提供開始に同意しました。

利用者住所	
利用者氏名	

代理人住所	
代理人氏名	

別紙1 <サービス利用料金>

		利用料	自己負担額 (1 割)
居宅身体介護	30 分未満	2,560 円	256 円
	30 分以上 1 時間未満	4,040 円	404 円
	1 時間以上 1 時間 30 分未満	5,870 円	587 円
	1 時間 30 分以上 2 時間未満	6,690 円	669 円
	2 時間以上 2 時間 30 分未満	7,540 円	754 円
	2 時間 30 分以上 3 時間未満	8,370 円	837 円
(身体介護を伴う場合) 通院等介助	30 分未満	2,560 円	256 円
	30 分以上 1 時間未満	4,040 円	404 円
	1 時間以上 1 時間 30 分未満	5,870 円	587 円
	1 時間 30 分以上 2 時間未満	6,690 円	669 円
	2 時間以上 2 時間 30 分未満	7,540 円	754 円
	2 時間 30 分以上 3 時間未満	8,370 円	837 円
居宅家事援助	30 分未満	1,060 円	106 円
	30 分以上 45 分未満	1,530 円	153 円
	45 分以上 1 時間未満	1,970 円	197 円
	1 時間以上 1 時間 15 分未満	2,390 円	239 円
	1 時間 15 分以上 1 時間 30 分未満	2,750 円	275 円
等助通院等介通院 (身体介護を伴わない場合)	30 分未満	1,060 円	106 円
	30 分以上 1 時間未満	1,970 円	197 円
	1 時間以上 1 時間 30 分未満	2,750 円	275 円
重度訪問介護	1 時間未満	1,860 円	186 円
	1 時間以上 1 時間 30 分未満	2,770 円	277 円
	1 時間 30 分以上 2 時間未満	3,690 円	369 円
	2 時間以上 2 時間 30 分未満	4,610 円	461 円
	2 時間 30 分以上 3 時間未満	5,530 円	553 円
	3 時間以上 3 時間 30 分未満	6,440 円	644 円
	3 時間 30 分以上 4 時間未満	7,360 円	736 円

		利用料	自己負担額（1割）
（移動介護加算） 重度訪問介護	1 時間未満	1000 円	100 円
	1 時間以上 1 時間 30 分未満	1250 円	125 円
	1 時間 30 分以上 2 時間未満	1500 円	150 円
	2 時間以上 2 時間 30 分未満	1750 円	175 円
	2 時間 30 分以上 3 時間未満	2000 円	200 円
	3 時間以上	2500 円	250 円
同行援護	30 分未満	1,910 円	191 円
	30 分以上 1 時間未満	3,020 円	302 円
	1 時間以上 1 時間 30 分未満	4,360 円	436 円
	1 時間 30 分以上 2 時間未満	5,010 円	501 円
	2 時間以上 2 時間 30 分未満	5,660 円	566 円
	2 時間 30 分以上 3 時間未満	6,320 円	632 円
	3 時間以上の場合	6,970 円に 30 分を増すごとに +660 円	697 円に 30 分を増すごとに +66 円
	30 分以上 1 時間未満	4,370 円	437 円
	1 時間以上 1 時間 30 分未満	6,190 円	619 円
	1 時間 30 分以上 2 時間未満	7,620 円	762 円
	2 時間以上 2 時間 30 分未満	9,050 円	905 円
	2 時間 30 分以上 3 時間未満	10,470 円	1,047 円
	3 時間以上 3 時間 30 分未満	11,910 円	1,191 円
	3 時間 30 分以上 4 時間未満	13,340 円	1,334 円
	4 時間以上 4 時間 30 分未満	14,790 円	1,479 円
	4 時間 30 分以上 5 時間未満	16,230 円	1,623 円
	5 時間以上 5 時間 30 分未満	17,640 円	1,764 円
	5 時間 30 分以上 6 時間未満	19,040 円	1,904 円